

うるま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第19号)第5条に基づく、重要事項

1：事業の目的

野の花保育園(以下、「当園」といいます。)は以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。(入園児配布の入園のしおりを参照下さい。)

2：運営の方針

＊入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」といいます。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

＊保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、保育を行います。

＊利用乳幼児の家庭や地域との様々な社会資源と連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

3：当園の概要

法人種別	社会福祉法人歩夢福祉会(アコムフクシカイ)
名称	野の花保育園
所在地	沖縄県うるま市勝連平安名405番地1
認可年月日	平成16年3月16日
開設年月日	平成16年4月1日
電話番号	098-978-6621
FAX番号	098-978-6654
理事長氏名	知花 美和
園長氏名	知花 美和
利用定員	54名(0歳児6名・1歳児12名・2歳児12名・3歳児12名・4歳児12名)
実施する事業の種類	保育(延長保育・障がい児保育等)
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し保育内容の向上に努める。

4：開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日	開園時間	保育提供時間	延長保育(有料)	休園日
月曜日～土曜日	＊月曜日～金曜日 7時～19時 ＊土曜日は 7時～18時まで	<u>保育標準時間利用</u> 7時～18時	<u>保育標準時間有料</u> 月曜日～金曜日 18時～19時 ＊土曜日は18時迄	日曜、祝日、 慰霊の日6月23日 ＜年末年始休み＞ 12月29日～ 1月3日 ＊その他園長が 指定した日
		<u>保育短時間利用</u> 8時～16時	<u>保育短時間有料</u> 月曜日～金曜日 午前7時～8時まで 16時～19時まで 土曜日16～18時迄	

※延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途保育料が必要となります。

5：職員体制

職務	職員数	資格（保育士・幼稚園・調理師・教員免・特殊等）	備考（主な業務内容）
園長	1名	1名（保育士・幼稚園・調理師）	常勤（経営・人事・事業事務管理、保育計画、事業計画の立案、事業の管理・官署、渉外連絡、職員にかかわる事項、理事会等の事項）
主任保育士	1名	1名（保育士・幼稚園）	常勤（保育業務・保育士指導、園長事務補佐代行、以下保育士の内容を含む）
保育士	16名 （内：短時間保育士1名）	16名（保育士・幼稚園） ※産休等の場合人数変動有	常勤16名（内短時間保育士1名） （保育を行う・園舎内の衛生管理、遊具等の点検・健康保健衛生、他保育園の業務等）
事務職員	1名	1名（教員免許）	常勤（園の経理事務処理、文書発行・会計経理・園長補佐・その他）
調理員	2名	1名（調理師免許1名） 1名～2名（調理員）	園児の健康を担う献立表作成・給食材料の受払・調理実施・食機器の保管・保健衛生・その他）
用務員	1名	1名（特殊免許）	短時間1名 （保育園内の清掃、美化、一般雑務・園児、利用者が安全に生活できるように業務を行う）

＊職員数については、産休・育休・障がい児保育・月初めの園児数を考慮して職員配置を行っています。
（年度の途中など職員数が変動する場合があります）保育補助者、保育支援者の配置予定。

6：提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）養護と教育の一体的な提供

保育士等は子ども一人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。

（2）子育て家庭に対する支援

地域の様々な人や場や機関など連携を図りながら、地域に開かれた保育園を目指し、地域の子育て力の向上に貢献していきます。

7：給食等について

（1）提供方針

給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

（２） 提供方法

自園調理

（３） 昼食・おやつ

保護者の方へは、前月に翌月の献立表をお配りします。

（４） アレルギー等への対応

使用する食材の中でアレルギー等により食べられないものがありましたら事前にご連絡下さい。（除去食の場合は医師の指示書が必要になりますのでご相談しながら対応致します。）

（５） 衛生管理等

集団給食施設届出を保健所へ届け出済みです。（平成16年3月届出）また、貯水槽の水質検査（年1回）害虫駆除（保育室・園舎周辺）を年2回実施しています。調理師及び乳児担当保育士、フリー保育士は毎月検便を行っています。葉野菜の洗浄、保育室や遊具、トイレの清掃等に電気分解をした「強酸性水」を利用しています。

*園児のうがい（電気分解水：強酸性水）保育室での手洗い（ポラリエット）

８：当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡し合うために連絡帳を活用します。毎月園だより、キッズ便り、献立を発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

*令和8年度4月より「コドモン」を導入します。（お知らせ一斉メール送信・登園、降園時に時間を打刻・欠席連絡等⇒園からお電話する場合があります。）

９：保育料について

（１） 基本保育料の支払は支給認定をした市が定める保育料を市町村にお支払いとなります。

*3歳児、4歳児は保育料無償の対応です。給食費等は個別の状況に応じ実費徴収があります。

（２） 実費徴収（保育に実際必要な費用）

主食費・副食費等：3歳児クラス以上（2号認定）のお子さん。

＜その他※平成31年10月1日より1号2号認定（3歳児クラス以上）の保育料は無償化となっておりますが、役所より保護者の所得に応じてご家庭から3歳児クラス以上の副食費の徴収の有無についての連絡（封書）があります。※各ご家庭の所得に応じて副食費の徴収金額が決まります。

下記のA又はBのいずれかになります。

A:副食費徴収世帯(園児1名につき月謝)

副食費4500円 + 主食費 500円 = 月額 計5000円（徴収袋を園より発行します）

B:副食費一部徴収免除世帯(園児1名につき月謝)

副食費（市から補助されています）

(月額)主食費 500円 = 月額 計500円（徴収袋を園より発行します）

① その他

・写真代1名 500円（年間）

*支払方法について（徴収金等）現金払いで支払金額、期限を確認の上、職員、事務室まで支払いをお願いします。その他各自にて直接業者への注文を承る場合があります。（行事、DVD等）

(3) 延長保育料(1時間ごとの延長金額) 日割り 1日保育 300円・月契約の場合 3000円
延長保育利用料については保護者の勤務(仕事)、または緊急性のある事情(法事等、やむを得ない事情がある場合)にお子様をお預かりします。(延長保育が難しい内容⇒お迎えの時間を過ぎても遊びたがる等、ご自身の買い物や趣味等で遅くなる等の理由では延長保育は行いません) ※土曜日はPM6時迄です。

※短時間保育利用の方・・・夕方4時以降の延長保育 4時～5時、5時～6時、6時～7時
延長時間(1時間ごと)× 300円となります
例：月契約 3000円(1時間利用) 2時間延長の方は 3000円×2時間=6000円です。

10：利用の開始及び終了について

特定保育・保育施設利用の開始

利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

利用者の決定	うるま市からの認定をもらいます。(2号・3号)入所の決定通知が届きます。
退園の場合(理由)	・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。) ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
当園の利用に際し留意していただきたいこと 保育園は保育に欠ける乳幼児への保育と子育て支援を行うことを目的としています。 (1) 登園は8時30分までをお願いします。欠席や登園の時間が遅れる場合は、その日の朝8時半までにご連絡をお願いします。(朝の園児出席、欠席理由・体調確認後に⇒給食数・離乳食・アレルギー除去食、体調に合わせた調理等は各クラスからの出欠数、園児の体調等を確認後に調理開始となります。) ※欠席連絡がない場合は保育園から連絡を入れる場合があります。車内置き忘れ防止確認等の為。 (2) 保育時間内のお迎えをお願いします。お迎えが遅れる場合は、保育提供時間外、原則として随時延長保育扱いとなります。急に延長保育が必要な場合は事前にご連絡をお願いします。 (3) 毎朝の体調(視診、体温)の確認。当園前に必ず健康状態等の確認を行って下さい。前日の体調で気になる事がありましたら登園の際、保育士にお伝え下さい。(例：夜熱があった。咳が出ている。朝食欲が無い。夜眠れていない。お腹が痛いと言っていた。その他気になる事など。) (4) 感染症について「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき感染症に感染した場合は出席停止期間を経過してからの登園となります。登園する場合は治癒証明書が必要な感染症がありますので保育園まで感染症の内容をご確認下さい。(保育園に治癒(ちゆ)証明書用紙があります。治癒とは、病気や怪我が治る事)※病児保育、病後児保育が必要な場合は「うるま市のホームページ」に病児保育園一覧をご覧になり各自でのご利用になります。(有料) (5) 与薬について、保育園は医療行為に当たるため原則として与薬を行いませんが、医師の判断により、治療の為に薬の処方が必要となった場合に限り、保護者からの「薬連絡票」で承認を得た上で与薬することができます。 ※<u>解熱剤を投与して登園はできません</u>のでご了承をお願いします。体調が優れない場合(熱が高くない場合)もご家庭で休んでもらうことがあります。また、登園後に発熱や、体調が良くない場合には、お迎えの	

協力をお願いします。（家族で感染症にかかっている場合も含みます。）

＊感染防止の為、病院受診と他の子どもたちへの感染が予想される場合には家庭保育をお願いしています。

※病児保育が必要な方は病児保育を行っている施設のご紹介をしていますので、職員までお声掛けください。

- （６） 集団生活について、保育園は０歳児から５歳児までのお子さんが通う場です。子どもたちは人と人との関わり合いの中で共に成長していきます。日々の保育の中では様々なことがあります。良い時、辛く苦しい時、自分自身を振り返る時、共に語り合う時、新しい発見をした時、常に自分に起こる全ての事を前向きに「よし！今度はこうしてみよう！」と心も成長する場が保育園です。集団であるから色々な事があるでしょう。そこからしっかりと進んで行ける子どもたちを育てていきたいと願っています。家庭、保育園、皆で頑張っていきましょう。

健康診断等について

- （１） 年に２回嘱託医（NO11 嘱託医の項目参照）が健診を行います。尿検査を中部医師会健診センターに委託をしています。健診の結果については保護者への連絡と児童票（日々の成長の記録）に記載します。＊ぎょう虫検査は平成 29 年度より廃止となりました。（中部地区医師会）
- （２） 身体測定について、毎月身長体重の測定を行います。結果については児童票及び連絡帳に記載します。
- ＊その他、乳幼児の日ごろの様子で、ご心配なことがありましたらご相談下さい。

< 保育標準認定に関する保育時間 >

平日月曜日から土曜日の保育時間（１１時間）	午前 7 時～午後 6 時まで
延長保育時間について	夕方 6 時以降から 7 時まで（土曜日は PM 6 時迄）

< 保育短時間認定に関する保育時間 >

平日月曜日から土曜日の保育時間	午前 8 時～午後 4 時まで
延長保育時間について	夕方 4 時以降から（各 1 時間区切り）最終 7 時まで（土曜日は PM 6 時迄）

当園は以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- ・こども園等に入園したとき
- ・小学校に就学したとき
- ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障、または困難が生じたとき

1 1 ・嘱託医

医療機関の名称	ふくはら内科クリニック（旧：ふくはら胃腸科・外科沖縄市美里中原町 2 6－5）
医院長名	普久原 勉・普久原 朝史
所在地	うるま市江洲 2 1 0 0－1 1－1

1 2 ・嘱託歯科医

医療機関の名称	野原歯科医院
医院長名	野原昭彦
所在地	うるま市字平良川 9 7－8

1 3 ・緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

緊急時：救急搬送の場合は沖縄県立中部病院、中頭病院・中部徳洲会病等

【管轄する消防署】

消防署名	うるま市消防本部 与勝消防署
所在地	うるま市勝連平安名1435番地

【管轄する警察署】

警察署名	沖縄県 うるま警察署
所在地	うるま市字大田100番地
防犯設備	非常通報装置 室内4カ所設置（警察直通）、防犯カメラ

14・非常災害対策（別紙参照：災害時チェックリスト及び地震津波について）

防火管理者	知花美和
避難訓練	避難及び消化を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	（消火器、誘導灯、火災報知器 AED 等）
避難場所	火災等⇒ 勝連小学校 大津波時⇒状況により 勝連地区公民館(シビックセンター)
緊急時の連絡手段	コドモン（一斉メール配信）、電話、野の花保育園ライン、野の花保育園ブログホームページでの情報提供。保育園入り口に掲示します。

15・相談・要望・苦情窓口（別紙参照 「ぞうさんポストのご紹介」 玄関設置）

相談・苦情受付担当者	仲宗根千尋	主任保育士
相談・苦情解決責任者	知花美和	園長（098-978-6621）
第三者委員	仲元 靖	098-978-4793
		医療法人信愛会松本デイスサービスセンター
	富村 盛人	098-978-3853
		前職：防衛省職員 現職：民生児童委員

【要望・苦情等への対応方法】

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会を求めることができます。なお、第三者委員の立会による話し合いは次より行います。

- 1：第三者委員による苦情内容の確認
- 2：第三者委員による解決案の調整、助言
- 3：話し合いの結果や改善事項の確認

本事業所で解決できない苦情は、沖縄県社会福祉協議会に設置された「運営適正委員会」に申し出ることができます。

＊お困り、お悩みがありましたらお気軽にご相談下さい。

16・賠償責任保険の加入について

＊万が一の重大な事故、怪我等の場合は賠償責任保険の契約内容での対応となります。

- （1）保険会社：大同火災海上保険株式会社
- （2）保険の種類：賠償責任保険（事業用）
- （3）保険金額：対人賠償（施設） 但し、テロ危険等不担保
支払限度額500,000千円1事故につき（保険の規約、契約内容による）
支払限度額100,000千円1名につき（保険の規約、契約内容による）

17：虐待防止のための措置

子育てや家族には様々な悩みが大小問わず出る事があります。その中で悩んだり「子どものために・・・」と試行錯誤をしながら、ほめたり、叱ったり、でもどう対処していいのか、不安になることがあるのは皆同じです。子育てに行き詰まることは、ほとんどの方が経験します。

どうしていいかわからない時「一人で悩まないで、相談してください。」私たちは、親子共にしあわせな人生を歩んでほしいのです。悩んだ時は周りの方に相談して、様々な良いアドバイスを聞くこともできます。家族が安心して過ごせるよう一步一步取り組んでいきます。子どもたちが笑顔でいることが親の願いであるように子どもたちの願いもまた「親の笑顔があるからこそ安心して過ごせます。」保育園も皆さんが笑顔で過ごされることを願っています。どうぞ気軽に小さなことでもいいですので、ご相談ください。

保育園は、保護者と共に子育てを考え、出産や子育てに悩んだ時、どのように子どもを育てていくかを職員皆で考えていきます。（その他、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図る）

もし、子どもや親自身の命に直結する問題や何らかの事情がある場合は、緊急で専門機関・沖縄県の機関等の助けを借りて解決に向かう場合もあります。子どもたち保護者を保護し、各機関連携して子どもの命を守り、家族等の問題が改善される措置を行います。

＜相談機関＞⇒うるま市児童家庭課では「子育て教育相談（カウンセリング）」も行っています。

＊子育て相談は事前予約が必要です（臨床心理士が相談に応じます。）

うるま市児童家庭課 月曜日～金曜日	沖縄県コザ児童相談所 月曜日～金曜日	夜 間 ： 2 4 時 間 対 応 子ども虐待ホットライン
098-973-4983	098-937-0859	098-886-2900

「保護者も子どもも安心して子育てできる環境を皆で作っていきましょう！」

＊緊急の場合は うるま市警察署098-973-0110 又は「110番」